

第2回 有田川（有田市内）を考える会

～二級河川 有田川水系河川整備計画(素案)～

平成25年11月29日

和歌山県

第1回有田川(有田市内)を考える会での主なご意見

| 項目 | ご意見 | 第1回考える会での県の回答 | 県の回答(補足) |
|--|------------------------------------|---|--|
| 第3章 河川整備計画の目標に関する事項 | | | |
| 3.3 有田川水系河川整備計画の目標に関する事項 | | | |
| 1 | 基本方針と整備計画の設定の仕方がわかりにくいので教えていただきたい。 | <p>基本方針というのはこの川が将来どういう川だったらいいかという理想形を謳ったものであり、長期的な計画である。</p> <p>今作ろうとしている整備計画は、30年間という限られた期間にどういった工事をしていくかとか、そういったことを謳っており、その中で実現できる今の目標が年超過確率1/20程度と考えている。</p> | <p>基本方針には河川整備の基本となるべき事項を定めており、整備計画では、基本方針に沿った今後30年間の具体的な目標を設定している。</p> <p>堤防の整備にあたっては、効率性や社会的影響に配慮し、河川整備基本方針と整合のとれた堤防断面で整備し、将来的に基本方針の治水安全度が確保できるように段階的に整備していく。</p> |
| 第4章 河川の整備に関する事項 | | | |
| 4. 1.河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 | | | |
| 2 | 洪水調節施設は二川ダム以外にあるのか。 | 有田川における洪水調節施設は、現状では二川ダムのみである。 | <p>今回策定の整備計画(素案)については、現在の二川ダムの洪水調節能力に基づき計画している。</p> <p>なお、基本方針では、それ以上の流量調節を洪水調節施設により行うこととなっている。</p> |

第1回有田川(有田市内)を考える会での主なご意見

| 項目 | ご意見 | 第1回考える会での県の回答 | 県の回答(補足) |
|--|---|--|---|
| 第4章 河川の整備に関する事項 | | | |
| 4. 1.河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 | | | |
| 3 | <p>有田川の河道はかなり整備されてきているが、地下水の水位上昇が問題である。</p> <p>河口の土砂が堆積しているため地下水の水位が上がり、降雨時に箕島地区の低い箇所に水が浸かってしまうと考えている。</p> <p>上流ばかりではなく、受け皿である下流のことも考えて工事の計画を入れて頂きたい。</p> | <p>宮原井堰より下流については洗掘傾向にあるが、部分的に堆積している箇所があり、維持管理の面で撤去が必要な部分があると考えている。</p> | <p>有田川河口部付近の土砂の堆積状況については、昭和57年以降堆積傾向はみられない。</p> <p>また、現在港湾・海岸管理者が行っている河口部右岸の老朽化対策工事を行うことで、整備計画(素案)で目標とする流量を安全に流下させることができる。</p> <p>このため、整備計画(素案)では、流下能力向上対策としての河床掘削は位置付けていないが、洪水や高潮時に河川の疎通機能を十分に発揮できるよう河道断面の維持に努めることを整備計画に位置付けることを考えている。</p> <p>また、内水被害の軽減について、市町が実施する内水被害軽減対策と連携し、必要に応じ対策を講じることを整備計画に位置付けることを考えている。</p> |

第1回有田川(有田市内)を考える会での主なご意見

| 項目 | ご意見 | 第1回考える会での県の回答 | 県の回答(補足) |
|--|---|--|--|
| 第4章 河川の整備に関する事項 | | | |
| 4. 1.河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 | | | |
| 4 | 河口左岸の防波堤について、整備計画のメニューに入っていないが、今後30年間整備は行わないのか。 | 地震津波対策については、現在、中央防災会議等の各方面において議論されており、その結果が出ないとどのような対策をしていけばいいのかというのがはっきりしないため、整備区間について明記せず、今後必要に応じ最新の知見を反映し、柔軟に対応していくこととしている。 | 河口付近については、計画的に河川工事を実施する区間として位置付けているが、東日本大震災の教訓を踏まえ、現在、中央防災会議等の各方面において、地震・津波等における想定外力の設定やその対策方法について議論されているところであり、内容については、最新の知見を反映し、必要に応じ整備計画に位置付けることを考えている。 |

第1回有田川(有田市内)を考える会での主なご意見

| 項目 | ご意見 | 第1回考える会での県の回答 | 県の回答(補足) |
|------------------------|--|---|---|
| 第4章 河川の整備に関する事項 | | | |
| 4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 | | | |
| 5 | 二川ダムが出来ると後では川の状態の変化が大きく、川の中に泥が堆積している。ダム底に溜まっている泥を処理して頂きたい。 | 元々、ダムには設置から今後100年くらいまでに発生する土砂等を蓄積するポケットを造っており、上流から入ってきた分を溜めている状況になっている。ポケットの余裕はまだだいぶあるので、現状では抜本的に何かするという事は考えていないが、上流のほうで堆積している土砂については出来る限り前もって撤去するように考えている。 | 二川ダムは、設置から100年間に土砂が堆積すると想定される容量を堆砂容量として確保している。 現在の堆砂状況は、緊急に対策を施さなければならない状態ではないが、今後、堆砂状況を把握し、対策が必要となれば、貯水機能の低下を防ぐための適切な対策を行う。 |
| 6 | 二川ダムが放流するたびに、下流の漁港へゴミや土砂が流れてくる。なんとかして頂きたい。 | 同上。 | 二川ダムに流入するゴミや流木等については、今後とも貯水池に設置した網場により集積し、撤去していく。 また、河川環境を維持するため、地域住民や住民団体が行う美化・清掃活動を継続的に支援することを整備計画に位置付けることを考えている。 |

第1回有田川(有田市内)を考える会での主なご意見

| 項目 | ご意見 | 第1回考える会での県の回答 | 県の回答(補足) |
|------------------------|------------------------------|--|---|
| 第4章 河川の整備に関する事項 | | | |
| 4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 | | | |
| 7 | 宮原橋は架け替えしないのか。 | 宮原橋については、河川の改修という考えでは今回対象となっていないが、施設管理者が老朽化という面で、今後架け替えるということは考えられる。 | 整備計画(素案)における河川改修では、宮原橋の架け替えは不要と考えている。 |
| 8 | 津波対策として、砂利採取を県のほうで認めてもらえないか。 | 砂利採取は今年の4月から有田川、日高川、日置川、富田川、古座川、熊野川の6河川の県管理区間において、5年程度の期間を担保した上で一般採取を解禁している。 | 地震津波対策については項目4参照。 なお、現時点では、津波対策としては、発生頻度の高い津波に対する所要の堤防高を確保することを考えている。 土砂の堆積等が治水上問題があると判断した場合には河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を行い、洪水や高潮時に河川の疎通機能を十分に発揮できるよう河道断面の維持に努めることを整備計画に位置付けることを考えている。 |

第1回有田川(有田市内)を考える会での主なご意見

| 項目 | ご意見 | 第1回考える会での県の回答 | 県の回答(補足) |
|----------------------------|---|---|---|
| 第4章 河川の整備に関する事項 | | | |
| 4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 | | | |
| 9 | 現在の不法係留船は有田川、内川周辺で計101隻あり、北箕島地区の整備だけで全て収容できるのか。 | 不法係留船対策については、北箕島地区に加えて初島漁港の中も整備を進めており、この2つを合わせて有田川、内川周辺の不法係留船を全て収容することができる。 | 北箕島地区、初島漁港に整備している係留施設で有田川・内川周辺の不法係留船、放置艇を全て収容することができる計画としている。 |
| 10 | 水位観測所は二川ダム下流で4箇所あるが、それだけで警戒情報や各地域への発令へ結び付けられるという体制はできているのか。 | 水位観測所については、12号台風の際にそのような要望があったので、宮原にも観測所を設置しており、粟生地区も洪水予報の対象にしている。また、二川ダムから放流する時点で警報活動と関係する市町、消防、警察機関に連絡の通知をする体制は整えている。 | 降雨時における雨量や水位等に関する情報を幅広く収集し、提供することによって水防活動を支援し、被害の軽減に努める。災害情報の伝達体制や避難誘導體制の充実、住民の防災意識の向上等のソフト面での防災対策として、関係機関と協力し、浸水情報と避難に係る情報を住民にわかりやすく提供するなど、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、災害時における住民の円滑かつ迅速な避難が行われるよう努めることを整備計画に位置付けることを考えている。 |

第1回有田川(有田市内)を考える会での主なご意見

| 項目 | ご意見 | 第1回考える会での県の回答 | 県の回答(補足) |
|----------------------------|---|---|--|
| 第4章 河川の整備に関する事項 | | | |
| 4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 | | | |
| 11 | 6月11日から宮原と保田の2箇所において、リアルタイムで水位情報が見られるということで合っていますか。その情報は結構知らない人もいると思うので、有効な広報も充実してやってもらいたい。 | 水位情報はインターネットで取得できる。また、テレビ和歌山のデータ放送で水位情報や気象情報を県から提供している。 | 降雨時における雨量や水位等に関する情報をインターネットや地デジデータ放送で提供していることの住民への周知を図り、災害時に住民の円滑かつ迅速な避難が行われるよう努めることを整備計画に位置付けることを考えている。 |
| 12 | 森林整備は整備計画の中にどのように入れてもらえているのか。 | 森林が持つ保水機能というのは重要と考えており、そのあたりの記載を含めて検討させていただきたい。 | 流域の森林が適正に保全されるように、関係自治体、住民をはじめとする多様な主体が行う森林保全に向けた取り組み等と連携を図り、河川管理者が行う広報活動を通じ周知啓発に努めることを整備計画に位置付けることを考えている。 |